

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月17日

渋谷区長 長谷部 健

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和7年6月30日

渋谷区長 長谷部 健

1 事件名

文書返還請求事件

2 当事者

原告

渋谷区 代表者区長 長谷部 健

被告

東京都江東区亀戸三丁目36番5号

社会福祉法人力カメリア会

代表者 理事長 湖山 泰成

3 事件の概要

令和7年3月31日まで渋谷区恵比寿西二丁目複合施設（以下「本件施設」という。）の指定管理者であった被告が、指定管理期間満了前に指定管理業務に係る情報が記載された文書（以下「本件文書」という。）を本件施設から持ち出した。

本件文書は、本件施設の利用者に係る記録等であり、指定管理者の変更後も本件施設で保管する必要があるため、渋谷区は、本件施設の指定管理に係る基本協定等に基づき、本件文書の返還を求める訴えを提起する。

4 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、渋谷区恵比寿西二丁目複合施設から被告が持ち出した、当該施設の指定管理業務に係る情報が記載された文書を引き渡せ

(2) 訴訟費用は被告の負担とする
との判決ならびに仮執行の宣言を求める。

5 訴訟遂行の方針

第一審又は第二審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。